

江戸時代の教育思想の底を流れるものはやはり儒・佛・神三教であつたが、就中その主流をなすものは儒教であつた。それ故教育の理想も、聖人・君子と體とし、修身・齊家・治國・平天下を用とする人物の養成においた。従つてかゝる教育見地は個人主義・道德主義に傾き、教育の社會的見地、經濟的見地を見落し易かつた。この缺點に鑑みて社會的・國家的見地を強調したのは、闇齋學派・國學派・素行・松陰・徂徠・蕃山等であり、經濟的見地を主張したのは、蕃山・尊徳・信淵・梅國・考祺等である。

## 二、教育の主義

この時代の教育主義は道德主義で一貫してゐるが、別の見地からすれば、人文主義と實學主義の二主義に區別する事が出来る。この二個の主義は、教育の對象と時代の前後によつて主とするところに相違がある。即ち教育の對象より見れば士分以上の教育を説く者、及びその實際教育は人文主義に屬し、之に反し庶民の教育を説く者、及びその實際教育は實學主義に屬する。又時代の上から見れば、その初期の教育は藩學・鄉學・寺子屋の何れも皆人文主義的であつたが、時代の下るに従つて漸次實學主義の色彩を濃厚にして來たのである。かくてその實學主義の教育は、明治初年の實學主義の教育に連続してゐるのである。この點から見ても明治初年の教育は、其の實質に於ては江戸時代の教育の連続に外ならぬことが知られる。

## 三、教育の方法

小西重直博士は、其の著「教育思想の研究」に於て、江戸時代の教育の一般的な普通教法を五種あげられてをられるが、最も妥當な見方であると信するから、その説によつて江戸時代の教育方法を約説しよう。

### 努力の教法

克己の徳は儒教の主要な精神をなしてをる。従つて儒教主義の教育では努力といふ事を非常に重んじた。素行の説にも松陰の説にも窺はれるし、藩學・鄉學・寺子屋の教育でも實際努力といふ事を重んじ、積極的には品性の修養・學業の勉勵の方面に、消極的には放肆な欲望を抑制することに働かされた。この努力を重んじたことは一面の長所であるが、兒童の興味を無視し、理解し得ない事柄でも無理に注入するといふ弊が伴ひ易かつた。

### 直觀的教法

益軒も藤樹も蕃山も教育上の直觀の必要な事に着眼し、師傳の選擇を重要視してをる。また偉大な實際教育家は、藤樹でも仁齋でも淡窓でも松陰でも、皆何れも先づ自ら實行し、模範によつて子弟を導いてをる。之等の教育家が偉大な薰化力を有つてゐたのも、つまり教育上直觀を重んじ、模範を示して導いたからである。只その直觀教法が、道德や武藝の方面に止まつて、知育に及ばなかつたのは遺憾なことである。この間にあつて東里の知育に於ける直觀主義は幼稚ながら注目すべきものがある。

### 練習的教法

益軒が和俗童子訓に「四書を毎日百字づゝ百べん熟誦して、そらに讀みそらに書くべし、字のおき所助字のありし所、ありしにたがはずおぼえよむべし」とのべてをるやうに、反復練習を極度に重んじた。素讀百遍意自ら通すの主義は、上は官學から下は寺子屋に至るまで共通の傾向であつた。これは内容の理解を缺き、記誦の末に走る缺點を伴ひ易かつた。

### 自學的教法

立志を強調することはこの時代の教育法の一特色であつた。この立志といふことは、目的を自覺して學習動機を喚起すること、今日の自學主義に相當するものである。程伊川が定めた博學・審問・慎思・明辨・篤行は、一般儒教主義教育の教授段階とされたものであるが、その中の慎思と明辨は、自ら思索し工夫する段階で、自學

の意が最もよく表はれてゐる。

個性的教法 教育の理論に於いても實際に於いても個性を尊重した事は、この時代の教育の一特色である。藤樹・蕃山・仁齋・徂徠・平洲等の教育説の中には特に明かに表はれてゐる。また私塾や寺子屋の教育が、個別的取扱を重んじ、個性教法を實行したことは既に述べた通りである。

〔問題〕

- 一、維新以前普通教育の状況の概略を記し、且つ其の長所にして則るべきものあらば之を挙げよ。(明二八年)
- 二、我國維新前の教育法に就きて、今日値すべきものは何か。(明二九年)

## 第七章 最近世の教育

### 第一節 時代の概観

最近世の教育とは、維新以後の教育即ち明治・大正・昭和の教育をいふ。この時代は徳川三百年の鎖國政策によつて、遙かに歐米文化に立ち後れた我が國が、明治大帝の五箇條の御誓文を新國是とし、官民一致の協力によつて、近々五六十年間に歐米文化と肩を並べるに至つた目覺しい時代である。而てこの時代は教育の制度及び教育の思想の變遷から見て、次の六期に區分する事が出来る。(吉田博士本邦教育史概説二一六頁・野田博士明治教育史參照)

#### 一、第一期(創業時代・皇道主義時代)

第一期は明治初年から明治五年の學制頒布に至るまでの時代である。この期の學校制度は、未だ政府に全國の教育行政を統轄すべき機關がなく、江戸時代末期の藩學・鄉學・寺子屋などがそのまゝ新時代に順應する教育を行つたにすぎない。勿論小學校が京都・東京・大阪其の他に數十校起され、學習院・昌平黌・開成所・醫學所等が再興されてはゐるが、未だ統一ある制度はなかつた。故に創業時代ともよばれる。次にこの期を教育思想の方から眺めると、王政復古の新事態に即し、國體の明徴と神道の作興により、尊王愛國の主義を鼓吹した時代だから、皇道主義時代ともよばれる。

## 二、第二期(學制時代・歐化主義時代)

第二期は明治五年八月の學制頒布から、明治十二年の教育令の發布に至るまでである。この期の教育制度上の出来事は、學制の頒布である。この學制は從來我が國の教育實際の土台の上に建てられたものであるが、主として形式は佛國の劃一制度によつたものである。蓋し佛國教育制度は、佛國大革命の後をうけて、舊教育と全く縁を切り、劃一的に定められたもので、維新の大改革の後をうけた我國教育制度に最も適切と考へられたからであらう。又教育思想から見れば、江戸時代末期の實學主義が、文明開化の思想と結合し、最も當時代の要求に適合する米國教育思想の輸入にこれ力めた時代である。それ故學制時代とも、又歐化主義時代ともいはれる。

## 三、第三期(教育令時代・國粹主義時代)

第三期は明治十二年九月の教育令の發布から、明治十九年の學校令發布に至るまでである。學制頒布以來數ヶ年の教育實績によつて、學制があまり劃一的で理想に走り、當時の我が社會の事情と調和し難いことが明かとなり、又明治十年の役等の爲に學制を急速に實施する餘裕を失つたので、遂に學制を改め教育令を發布したのである。翌十三年教育令は更に改正せられた。この期を制度上から見れば教育令時代とよぶ。又この期を教育内容の方から觀察すれば、前記の歐化主義の反動として國粹主義思想が起つて來た。明治十四年に小學教員心得を頒布して尊王愛國の志氣を鼓舞したこと、その翌年軍人勅諭の下賜されたこと、幼學綱要・婦女鑑等の勅選されたこと、大八洲・日本人等の發刊を見たこと等は、何れも國粹主義の勃興を物語るものである。故にこの時代は國粹主義時代とも言ふことができる。

## 四、第四期(學校令時代・國民思想統一時代)

第四期は明治十九年の學校令の發布から、日清戰役後に至るまでである。この期に於ける制度上の出来事は學校令の發布である。明治十八年の官制改革後、森有禮が最初の文部大臣となり、十九年に至つて帝國大學令・師範學校令・小學校令・中學校令・諸學校通則等を相尋いで發布した。世に之を概稱して學校令といふ。學校令は小學校より帝國大學に至るまで整然たる學校系統を有してをる。第二の學制頒布ともいふべき學校制度上の大改革であつた。それ故この期を學校令時代ともいふのである。又この期を教育内容から見れば、歐化主義と國粹主義との争ひが、教育勅語の發布によつて全く解消され、國民教育の向ふべき所が明確に定まつたのである。それ故この期を國民思想統一時代ともよぶのである。この社會情勢に迎へられて教育思想界を支配したものは、ヘルバルトの道德主義の教育説であつた。

## 五、第五期(國民自覺時代)

第五期は日清戰役後から明治の終りに至るまでである。日清戰役は我が國未曾有の重大事件であつたが、國民はこれによつて、國體の精華と國民の特性とを發揚し、舉國一致義勇奉公の誠を捧ぐるときは、是に敵する何物もない事を體驗し、國家の獨立繁榮は、どうしても教育の力によらねばならぬことを自覺した。戰後政府は償金中一千萬圓を教育基金とし、その利子を普通教育獎勵費としたこと、三十三年小學校令を改正して義務年限を四ヶ年と定めたこと、各種學校が勃然として興つたこと等は、この事を證するものである。又日露戰役は一層この國民的自覺を深め、明治四十年には義務教育を六ヶ年に延長した。かくこの期は國民の教育的自覺の高潮に達した時代であるから、國民自覺時代ともよばれる。この期の教育思想は、前期のヘルバルトの個人主義が没落し、ベルゲマンやナトルプ等

の社會的教育學が大いに歡迎されたのである。

### 六、第六期（國家發展時代）

第六期は大正の初より現在に至る迄で、國民自覺の高潮と教育の充實が、國家發展といふ實を結ぶに至つた時代である。この時代の制度は、大正二年設けられた教育調査會、同六年の臨時教育會議、同十年の教育評議會、同十三年の文政審議會等によつて審議された。かくて大正七年には市町村義務教育費國庫負擔法が公布せられ、翌年には小學校令及び同施行規則の改正となり、同年の高等教育機關の大擴張となり、大正十五年には幼稚園令及び同施行規則が發布され、其の他各學校令の改正を見たのである。教育思想の上では、實驗教育學・自由教育・人格教育・公民教育・勞作教育・藝術教育・プロゼクト法・ドルトン案・文化教育學等の諸説が紹介論議され、教育界は活氣にみちたのである。これに伴ひ我が國の地位も世界的に向上し、歐米諸國に敢て遜色のないまでになつた。それ故この時代を國家發展時代とよんでおくことにする。

## 第二節 學 制 頒 布

### 一、學制々定の動機

王政復古、五箇條の御誓文の渙發、こゝに我が新國是は明かとなり、國家は教育の改善に着手したのであるが、初等教育は藩學・鄉學・寺子屋等にまかせて、先づ高等教育に手をつけた。即ち京都の學習院を再興し、公卿の教育を始め、幕府の昌平黌を復興し大學と稱し、開成所を開成校、醫學所を醫學校と稱し、新國是に基く教育を始めた。明治

四年七月に至つて大學を廢して新に文部省をおき、國內の教育行政を統括する事になつた。それから開成校は大學南校、醫學校は大學東校とよばれる事になつた。この二校は帝國大學の前身をなすものである。文部省が新設されて教育行政を統括することになつたが、教育の實際はまだ舊藩時代のまゝで、新國是に則つた國家事業としての教育を行ふには、教育組織制度の一大改革を斷行しなければならなかつた。この爲に行はれたのが、教育界未曾有の大變革たる學制の頒布である。

學制の制定に關する動機に就いては、未だ確實な資料が得られないのであるが、從來の諸説を概観すれば二個の有力な主張がある。その一は從來の諸家の主張する所で、就中野田義夫博士の明治教育史などに明かにのべられてゐる説である。この説によれば、學制は知識を世界に求め、舊來の陋習を打破し、天地の公道に基きて新制を立つる維新の國是に基いて、當時の我が國情に最もよく適合する佛蘭西の教育制度を採用したものであるといふのである。蓋し佛國の教育制度は、大革命の後ナポレオン一世が、過去の歴史と縁故を斷ち、在來の制度を打破し舊慣を一洗し、劃一的統一的に立案したものであつたから、幕政時代の舊教育を廢止し、維新の新國是に即した統一的な教育制度を敷く必要に迫られてゐた明治初年の教育には、この制度が最もよく適合したからであらう。それ故に學制はその大綱に於いて佛蘭西制度を參考にしてゐると見る事は異論のない事である。然し學制は悉く佛蘭西制度の模倣たど見る事は甚しい誤りと言はねばならぬ。何となれば學制々定が、我が國の舊制度をも參考にしてゐるといふ事が明かになつたからである。學制々定の動機に關する説のその二は、學制々定の動機は長三洲の上つた學制五篇に基くといふ説である。この説は淡窓研究家として知られた中島市三郎氏によつて主張されはじめられた説で、長三洲の長子九大教授長

壽吉博士もその事實を證明せられてをる。又辻新次男の學制を頒布するまでといふ講演の中にも、學制編成に盡力した人として第一に長三洲をあげてをる。(教育五十年史四一(頁)長三洲は豊後の人、名を英といひ、廣瀬淡窓の高弟である。夙に尊王攘夷の大義を唱へ、木戸孝允と交り、劃策する所が多かつた。明治五年文部少丞に任ぜられ、學制五篇を草して上つた。これが動機となり學制々定となつたものである。その功によつて直ちに文部大丞に陞り、教部大丞を兼ね、翌明治六年には近畿以西三十餘ヶ國の學校を巡視し、新制度を立案した最高權威者として、教學の主旨及び方法を懇論してまはつたのである。之等の事實からして學制々定の動機が、長三洲の上つた學制五篇にもとづく事は明かである。遺憾なことはこの學制五篇が大震災のとき焼失して長壽吉博士の手もとからなくなつたことである。しかし帝國圖書館か文部省かには確かに保存されてゐる筈だといふ。

要するに學制は長三洲の學篇五篇を動機として制定せられたもので、従つて大綱は佛國の教育制度に倣つたとするも、その内容の點に於いては、我が江戸時代教育發達の最高階段に位置する淡窓の咸宜園の教育制度等が、多分に採用されてをるのである。例へば學制の八級より一級への進及制度の如きは、佛國學制には見えないもので、淡窓の咸宜園に於ける進級制度を採用したものと見ざるを得ないが如き、又淡窓の一萬善實行の據り所となつた和語陰陽錄を學制時代の修身教科書としてをるが如きは、何れもそれである。一國教學の制度を全然模倣によつて制定するが如きは、皇道主義の盛んに唱へられた當時の世情よりするも、あり得ざる事と思ふ。學者によれば學制の制度は佛國制度を教育思想と實際とは米國を模倣したといふが、米國の教育思想を輸入したのは單に模倣したのではなくて、江戸時代末期から明治初年にかけて盛んになつた實學主義・實利主義の教育が、その要求に適合する米國教育思想を採用した

と見るべきである。學制時代の教育は制度よりするも、その内容よりするも、單なる外國模倣によるものとは考へられない。

## 二、學制の内容

學制は明治五年八月太政官布告により頒布された。その趣意は「仰被<sub>レ</sub>出書」にあるやうに、學問は身を立てる根本であるから、自今以後必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんとするものである。この趣意によつて定められた學制は、次に述べるが如く實に堂々たるものであつた。(一)學校は、全國を八大學區に分つて區毎に一大學を置き、一大學區を三十二中學區に分つて、區毎に一中學校を設け、一中學區を更に二百十小學區に細分し區母に一小學校を建てる事にした。かくて八大學・二百五十六中學校・五萬三千七百六十小學校といふ多數の學校が計畫されたのである。農・工・商の學校は中學校の一種と認め、この外に師範學校を置いた。(二)監督は、文部省が全國の學事を統一監督する最高官廳で、各大學區に督學局を置き、各中學區には十名乃至十二三名の學區取締をおき、一人の取締をして小學區二十乃至三十を分擔監督せしめる事にした。(三)小學校は、人口約六百を目標にして之を一區とし、區内の人民六歳以上の者は男女共總て小學校に入る者とし、學に就かざる者は其の理由を學區取締に申出づる事と定め小學校の種類は尋常小學・女兒小學・村落小學・貧人小學・小學私塾・幼稚小學とし、尋常小學は上下二等に分ち、何れも修業年限四ヶ年、八級に分つた。下等小學の教科目は綴字・單語・會話・讀本・修身・書牘・文法・養生法・地學大意・窮理大意・體術・唱歌とし、上等小學は之に加ふるに史學大意・幾何學大意・算學大意・博物學大意・化學大意・生物學大意等を以てした。學校維持は各學區に費用を負擔せしめるを原則としたが、小學校だけは兒童一人

につき九厘の國庫補助をなすことにした。(四)中學校は、人口十三萬を標準とする一中學區毎に置き、上下二等に分ち、尋常小學校卒業者の十四歳より十六歳迄の者は中等中學校へ、十七歳より九歳までの者は上等中學校へ入る事になつてゐた。(五)大學は高尚なる學術を傳へる専門の教育で、理・文・法・醫の四科を授けることにした。中學と師範學校の卒業者は小學校教員とし、大學卒業者を中等教員とすることにした。以上の學制は諸種の事情の爲に總てその通り行はれたものでないことは注意すべきことである。

### 三、學制の効果

學制は幕末以來の傳統的情實と縁故を斷ち、封建治下の教育制度を一掃し、全國劃一の新學制によつて明治新國是の實現を圖らんとしたもので、大寶令の學制以來の劃期的な大事業であつた。長い間封建政治に訓練されて來た國民に、舊來の陋習を捨てしめて、王政治下の新時代に處する良民たらしめるには、斯くの如き根本的の一大改革を必要としたのである。これによつて多くの學校は漸次設立され、教化も次第に普及したのであるが、元來學制は、(一)あまりに劃一主義に偏してゐたため、各地各様の地方の實際に適せず、又後には當時勃興し始めた自由民權の思想と相容れられないやうになつてきたこと、(二)學制はあまり理想が高く當時の社會の實情に即しなかつたこと、(三)西南の役その他の社會的争亂に厄されて、その龐大な計劃實行の餘裕がなくなつたこと、等の爲に、頒布後數年間の實施成績は、豫期の成果を収める事が出来なかつた。それ故明治十二年九月に至り、學制を廢して教育令を發布するに至つたのである。

〔問題〕 一、明治五年の學制頒布について知れる所を記せよ。(大二豫)

二、明治五年頒布せられたる學制の概要を述べ、其の本邦教育發達史上に於ける地位を明かにせよ。(昭九本)

## 第三節 教育令及び改正教育令

### 一、教育令の發布

學制頒布後の數年間は、新學制の試験期間ともいふべく、其の間の經驗により、學制が地方の實際に必ずしも適當でないことが發見され、遂ひに明治十二年の教育令の發布となつた。教育令の要點は、學制の劃一的干渉主義を排して、自治的自由主義の制度としたことである。即ち從來の大・中・小の學區の制を廢止し、學區取締に代ふるに人民の選出した學務委員を以てし、小學校は、毎町村又は數町村聯合して設くべく、年限は八ヶ年なるも四ヶ年まで短縮することを認め、義務教育を最短十六ヶ月とし、教科目も簡略にし自由選擇の餘地を残した。中學校及び其の他の學校に關しては全く何等の制限を設けず、凡ての施設經營を府縣或は町村に一任したのである。

斯くの如く教育令が過度なる劃一と干渉とを避けて、只管地方の現況に即せしめんとした努力は多とするも、當時その局にあつた文部大輔田中不仁麿が米國流の自由主義者であり、民間には佛蘭西流の自由民權の思想が起り始めてゐたから、上下交々相應じて、遂に教育令は自由放任主義の制度となつたのである。即ち當局が規定すべきものを規定せず、放任すべからざるものを放任した上に、當時の社會は自治の精神の何物かを解せず、又教育の價値を自覺しなかつたから、學制によつて一旦その緒に就いた教育事業は、反對に退歩の現象を見るに至つた。言はゞ角を矯めんとして牛を殺さんとするの愚を演じたのである。こゝに於いて翌十三年の改正教育令が布かるゝに至つた。

## 二、改正教育令

明治十三年十二月改正教育令が布かれた。其の要點は、教育令の自由放任の制を改めんとするにあつた。その要項をあぐれば次の如くである。(一)小學校を府知事縣令の管理の下においた。教育令では小學校の設置經營は町村の自治に委ねた。しかし町村は費用を惜んだ爲に庶幾の目的を達する事が出来なかつた。それで改正教育令では、學齡兒童を收容するに足る學校を府知事縣令の指令によつて設置せしめ、これを府知事縣令に嚴重管理せしめた。(二)學務委員の選任を嚴重にしたこと。教育令では學務委員を設置せよといふだけで、何等その他の規定はなかつた。それで改正教育令では、學務委員は小學校設置區域におき、その員數は區町村會の評決の上府知事縣令の認可を経べきものとした。(三)義務教育の年限を延長し、就學の管理を嚴にした。教育令の義務教育年限十六ヶ月を三ヶ年に延長し、それ以上に於いても小學校八ヶ年間は相當の理由がなければ就學せしめねばならぬことにした。(四)その他、學校の設置廢止の管理を嚴にし、師範學校の設置を強制し、品行不正なる者は教員たり得ざる事を定めた。

次に明治十四年五月小學校教則綱要を、同七月には中學校教則大綱を、同八月には師範學校教則大綱を定め、改正教育令の實施方法を明かにした。これによつて再び全國劃一の教育制度となり、教育令によつて一度び退歩に向つた教育は急に復活の氣運に向つた。この改正教育令は數ヶ年間實施せられたが、明治十八年に至り、物價低落と金融逼迫とは、地方費の増加と相俟つて、民力を頗る疲憊せしめた。それ故この世情に即し、地方教育費の節減を計るために更に教育令の改正を行つた。しかし一年ならずして學校令の發布を見たのである。

## 第四節 森有禮と學校令

### 一、森有禮とその事績

人物。明治十八年官制の大改革後、最初の文部大臣となり、學校令を發布し、現在學校教育の基礎を定めた人である。名は有禮、弘化四年鹿兒島に生れ、藩の選拔で英國ロンドン大學に留學し、歸朝後外交官となり、米國・支那・英國等に駐劄した。明治十八年文部大臣となり、多年海外にあつて得た新知識と實務に於ける經驗に基いて、教育令の一大刷新を行ひ、明治十九年に帝國大學令・師範學校令・小學校令・中學校令及び諸學校通則等の所謂學校令を發布し、現行諸學校令の基礎を確立した。その功により明治二十年子爵を授けられた。二十二年二月十一日憲法發布式に參列の爲官邸を出でんとして、刺客西野文太郎に襲はれて斃れた。伊勢神宮參拜の際不敬の事ありと目された爲である。歳四十三であつた。

事績。彼の在職は僅か三年三ヶ月に過ぎなかつたが、この間に教育制度各方面の整備上不滅の效績を残した。今日の教育制度の基礎は彼によつて定められたと言つて過言ではない。第一の效績は各種學校令の發布である。學校令の發布は實に明治教育史上に一新紀元を劃するもので、第二回の學制頒布とも稱し得べく、現行の諸學校令は何れも當時の勅令に其の基礎を有するのである。彼の偉大な點は單なる一個の教育大臣を以て甘んぜず、常に國家の大局から見て、教育上の施設經營をなし制度を整へ、國家百年の經綸をなさんとしたことである。第二の效績は師範教育の改善に力を致したことである。彼は國家の隆昌は教育に俟つべく、教育の振興には先づ教員の改良及び養成によ

るべきを考へ、師範教育の改善に努力し、師範學校令によつてその面目を一新した。第三の成績は國家主義の教育を奨励した事である。彼は久しく海外にあつた關係上外國語を奨励し、歐化主義の傾向を脱する事は出来なかつたが、當時社會に漸次實勢力を有つて來た國粹主義乃至國家主義の思潮を汲み、又一面には從來の教育主義の個人主義に傾ける缺點を觀取し、こゝに國家主義の教育を打ち建てたのである。彼が師範教育に力を盡したのも、之に兵式體操を課し、軍隊式寄宿舎制度を用ひたのもこの爲である。第四の成績は教科書制度の確立である。小學校の教科書は明治十二年頃から文部省の許可を経て、地方廳で選定する事になつて居たが、これは甚しい弊害があつた。それ故彼は小學校の教科書は文部大臣の檢定したる者に限る事とし、府縣に於いては官吏及び學校長・教員・府縣會の常置委員等を以て組織する圖書審査委員會を設けしめ、其の選擇を慎重にせしめることにしたのである。第五の成績は視學制度の設置である。彼は地方の學事を實際に視察監督する必要を認めて、文部省の視察制度を大々的擴張した。のみならず彼自身も暇さへあれば地方を巡回して歩いたのである。要するに森文相は不出世の文部大臣であつた。在職期間も短かく、非業の最後を遂げたのであるが、諸種の教育的改革によつて、現代教育の基礎を築いた成績は永遠に没する事が出来ないのである。

## 二、學校令の内容

學校令とは、帝國大學令・師範學校令・小學校令・中學校令・諸學校通則の總稱である。此等の勅令によれば小學校・中學校・師範學校は、各尋常高等の二等に分れ、高等小學校を卒業したるものは尋常中學校に、尋常中學校を卒業したるものは更に高等中學校に入り、次に帝國大學に進み得る。又高等小學校を卒業したるものは尋常師範學校へ、

更に高等師範學校に進むことを得しめた。こゝに於いて高等教育と師範教育は小學校と夫々連続し、秩序整然たる一貫の學校系統を完成した。學校令に高等女學校令・專門學校令・實業學校令が見えないのは稍不備の觀があるが、これ等の教育は未だ發達十分ならずして、特殊の法令を必要としなかつたのである。學校令中最も力を入れたものは師範學校令である。森文相は國運發展は國民教育の力に俟ち、國民教育の源泉は師範教育にありとの見地から、師範教育の振興に力を用ひた。即ち師範學校を一府縣一校とし全力を一校に注集し、教授・訓練・設備の完全を期した。又師範學校教員の最短期を五ヶ年と定め、その薰陶の効果を收めんとし、尋常師範學校長をしてその府縣の學務課長を兼ねるを得しめ、師範學校を中心として管内の普通教育の統一を計つた。師範教育の訓育方針としては、順良・信愛・威重の三氣質を養ふことを指示し、寄宿舎制度と兵式體操とにより、忠君愛國の志氣を鼓舞せしめんとした。次に小學校令に於いては義務教育の年限を延長して四年となし、土地の情況に依り修業年限三箇年以内の小學校簡易科を置くことを得しめ、授業料の徴收を奨励して直接教育を受くるものに經費の一部を支辨せしめ、之によつて國家の負擔を軽減せんとした。小學校簡易科は兎角貧民學校視せられて甚だ振はなかつたので、その後間もなく改正を見たこれが明治二十三年の小學校令の改正である。この改正は小學校簡易科を廢止した外、義務年限を三箇年又は四箇年とし、小學校に専修科・補習科・徒弟學校・實業學校を附設するを得しめた。又小學校令第一條に小學校教育の目的を明かに示した。

〔問題〕 一、明治時代の教育に於ける森有禮の事績を擧げよ。(昭五本)



## 第五節 小學校の發達

### 一、明治初年の小學校

明治二年三月府縣に令して小學校を設け、書學・素讀・算術を授け、兼て國體・時勢を辨ぜしめ、忠孝の道を知らしめんとしたが、未だ廣く行はるゝに至らなかつた。明治三年二月小學校規則を定めたが、東京・京都其の他二三の藩以外之を實施するものはなかつた。しかし小學校に相當する初等普通教育は、郷學や寺子屋に於いて行はれたのである。郷學及び寺小屋は小學校の前身をなすものである。

### 二、學制時代の小學校

學制によれば、小學區は人口約六百を標準として地方官に區分せしめ、區毎に小學校一箇所を置き、學區取締をし、人民の勸誘、學校の設立保護等を擔任せしめ、區内の人民は兒童六歳以上のものは男女の別なく學に就かしめ、就學せざるものは委しく其の理由を學區取締に届けしめた。小學校には尋常小學、尋常小學の教科以外に手藝を教へる女兒小學、僻地の農民に教則を省略して教へる村落小學、有志者の寄附金を以て貧民の兒童を教へる貧人小學、小學教科の免狀あるものが家庭で教へる小學私塾、今日の幼稚園に相當する幼稚小學の六種があつた。尋常小學は上下二等に分ち、上下合して在學八年と定められた。月謝は五十錢と定められたが、學校草創の時代で、學校建築費・書籍器械費・教員給料等の費用が増大したので、政府は明治六年以來八ヶ年に亘つて四百餘萬圓の國庫補助を與へて獎勵した。これによつて學校の設置、兒童の就學は日を追うて増加し、明治六年末の學區四萬二千四百五十一、學校公

私立合計一萬二千五五八が、翌年には學區に於いて三千六百六十四を、學校に於いて一萬一千九百四十三校を夫々増加してをる。實に急速の進歩といはねばならぬ。

### 三、教育令時代の小學校

明治十二年の教育令によれば小學校は毎町村或は數町村聯合して設置すべく、その管理は學區取締に代ふるに學務委員を以てし、教科目は讀書・習字・算術・地理・歴史・修身の初歩とし、土地の情況に隨ひ其の他をも加へ得べく、學期は八ヶ年とし、土地の便宜によりて四ヶ年まで減じ得べく、此の四ヶ年間は毎年四ヶ月以上授業し、學齡兒童は少くとも十六ヶ月間は義務教育を受くべきものとした。教育令は自由放任主義に流れたので、學制によつて振興に向つてゐた小學校は急に退歩の状態を示した。それ故翌明治十三年の改正教育令となつた。改正教育令の要點は既に述べた様に、小學校の管理と學務委員の選任を嚴重にし、義務教育を三ヶ年に延長したことである。なほ十四年には小學校教員心得及び小學校教則綱領が發布せられ、これ等相俟つて小學校教育は再び振興に向ひ、十六七年頃には大いにその効果が現れたのである。

### 四、學校令時代の小學校

森文相時代の小學校令によれば、小學校は尋常・高等共に年限は四ヶ年で、尋常小學校四ヶ年を義務教育と定めたなほ修業年限三ヶ年の簡易科の設置も認められた。明治二十三年には市町村制施行の結果、地方學事通則を定め、小學校令を改正した。改正小學校令によれば、義務教育たる尋常小學校の修業年限は三ヶ年若は四ヶ年とし、簡易科を廢し、高等小學校は二ヶ年・三ヶ年・四ヶ年と定め、經費は從來の授業料を本體としてゐたのを改め、市町村費を以

て支辨すべく定め、又郡視學を置いて郡の教育事務を掌らせることにした。この改正小學校令で注意すべきは、その第一條に、「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と、小學校教育の目的を明示したことである。これは同年御下賜せられた教育勅語の御聖旨と相俟つて、小學校教育の目的方針を確固と定めたもので、これによつて小學校教育は一段の進歩を遂げたのである。

### 五、日清戦役以後の小學校

日清戦役後國民の教育的自覺が高まると共に、小學校令改正の必要を感じ、明治三十三年に至つてその改正を見た。改正令によれば、(一)義務教育年限を四ケ年と定め、(二)尋常小學校の授業料は徴收せざるを原則とし、(三)兒童の成績考査に試験を用ゐることを禁じ、(四)讀書・作文・習字を國語一科に纏め、(五)漢字を千二百字に制限したのである。明治三十六年には小學校教科書を國定とし、同四十年には小學校令及び同施行規則を改正し、尋常小學校の義務教育年限が六ケ年に延長され、高等小學校は二ケ年又は三ケ年と定められ、殆ど現行制と同様になつた。なほ大正八年には尋常小學校、同十五年には高等小學校の教科目の改正が行はれた。又大正七年からは、市町村の義務教育費の一部を國庫に於て負擔することになり、現在では毎年八千五百萬圓を下らざる費用を支出してをる。かくて小學校數は二萬五千六百餘、兒童數は一千萬人を越え、就學歩合九五・四%の高率を示すに至つてをる。

〔問題〕 一、維新以後小學校の編成及び教科の沿革を述べて、之に關する現行法令の概要を記せよ。(明三七本)  
二、維新以後小學校制度の主なる變遷を述べよ。(明四三本)

## 第六節 中學校の發達

### 一、學制時代の中學校

我が國の中學校は明治三年の大中小學規則によつて東京府・京都府に設けられたものがその嚆矢であるが、その程度内容は言ふに足らざるものであつた。學制の頒布されるに及んで、全國に二百五十六校の中學校を設け、一區毎に一中學校を設置する事になつた。學制に於いては實業専門の學校も中學の一種として取扱はれ、又變則中學なるものも認められた。従つて中學校と稱するものが多い時は三四百にも及んだが、粗製濫造のものであり、また高等普通教育の意義を官民共に理解しなかつた頃であるから、その經營方法や内容は問題にならぬ程度であつた。

### 二、教育令時代の中學校

明治十二年の教育令では、「中學校ハ高等ナル普通ノ學科ヲ授クル所トス」と定められただけで全く放任せられた。翌十三年の改正教育令も中學校に關しては何等手を觸れなかつた。しかし十四年の中學校教則大綱では、中學を初等科四ケ年、高等科二ケ年の二つに分ち、學科その他の教則を定めて全國の中學校をして之に據らしめんとした。當時中學校と稱する者が全國を通じ七百八十餘校もあつたが、この制度によつて大分整理せられた。しかし内容は依然として高等小學校に毛の生えた位のものに過ぎなかつた。それで大學豫備門とも連絡がつかず、それで森文相の學校令による改革となつたのである。

### 三、學校令時代の中學校

森文相の中學校令によれば、中學校は實業に就かんと欲する者若しくは高等の學校に入らんと欲するものに必要な教育を施す所とし、尋常・高等の二種を認めた。尋常中學校は修業年限を五ヶ年とし、各府縣に一校宛に限り設置せしめた。これは明治二十三年頃に至つて全く實現され、全國一縣残らず尋常中學校の設置を見た。高等中學校は全國に五校とし、修業年限は二ヶ年、全部費用は國庫支辨とした。この大改革は森文相の大英斷で從來區々にして不統一な中學校が、大いに整頓せられるに至り、小學校より尋常中學校、更に高等中學校を経て大學に至る連絡を學校系統上に完成したのである。この學校令による中學校制度は明治三十二年の改正まで十三年間實施せられた。

[742]

#### 四、日清戰役以後の中學校

日清戰役の大勝は、國民の教育的自覺を高め、教育熱の勃興を見た。それで明治三十二年に至つて中學校令が改正された。即ち従來の尋常中學校の名稱を單に中學校と稱し、一縣一校以上必要に應じて設置を許し、修業年限は五ヶ年とし、更に一ヶ年以内の補習科を置くことを許し、本令によるもの以外は中學校と稱することを得ざらした。次に同三十四年には中學校令施行規則を發布し、學科其の他の規定を詳細に定めた。その後數次の改正があつたが、昭和六年一月の大改正によつて現行制度となつたのである。現在中學校數は五五八校、生徒數三十三萬名に及んでゐる。

(昭和六年度調)

〔問題〕 一、明治維新以後の本邦中等教育の發達を概説せよ。(昭十豫)

### 第七節 高等女學校の發達

#### 一、女子教育の不振

我が國の學校教育中、その發達の最も後れたのは女子の教育である。これは江戸時代の七去・三從・四行の消極的な儒教主義の教育思想の惰性によるものと思はれる。明治五年太政官から文部省への指令中にも、「女子男子等しく教育を被らしむべきこと」と明かに指示してゐるし、其の後當局も非常に奨励したのであるが、久しき慣習は容易に改め難く、明治十一年に於いてさへ、小學校に於ける女子の就學歩合は男子の三分の一に過ぎなかつた。従つて女子の高等普通教育の如きは殆ど言ふに足りなかつた。

#### 二、高等女學校の發達

我が國の高等女學校は、明治五年文部省の設置した東京女學校に始まる。これは修業年限六ヶ年、生徒は八歳乃至十五歳のもの收容した。學校の體裁は尋常小學校の教科に英語を加へたものであつた。後には程度を高めたが明治十年經費節減の爲廢校されるに至つた。明治十五年に至つて東京女子師範學校に附屬高等女學校を附設して、我が國情に適する女子教育を施した。高等女學校の名稱を用ゐた始めである。修業年限は五ヶ年であつた。この學校は明治十九年に文部省の所管に移されて東京高等女學校と稱され、更に後東京女子高等師範學校附屬高等女學校となつた。民間では明治五年京都に英和女學校が設けられ、其の他二三の地方にも女學校の設立を見たが、その數は實に寥々たるものであつた。明治十九年の學校令では、高等女學校は女子に必要な高等普通教育を施す所となし、之を中學校の

[743]

一種と認めて別に規定を定めなかつた。蓋し女子教育を管理する法令の必要を認めない迄に女子教育の不振であつた爲と思はれる。明治二十八年に始めて高等女學校令を發布し、更に同三十二年改正高等女學校令を發布した。改正高等女學校令によれば、道府縣は必ず一校を設置すべく、必要に応じて組合立のものも認め、修業年限は四ヶ年とし、一年の伸縮を許し、入學資格は中學校同様年齢十二歳以上、高等小學校第二學年終了者とし、本科の外に補習科・技藝科・専攻科を置くことを得しめた。公立高等女學校は、日清戦役後の教育熱に乘じ、この勅令を基礎として、急速なる發展を見たのである。其の後明治四十三年に至り、主として家政に關する學科を修めんとするもの、爲に實科高等女學校を置くことを認め、大正九年の高等女學校令改正を経て、現行高等女學校の制度となつたのである。昭和六年度の調査によれば、高等女學校の數は七七六校、生徒三十六萬人に及んでゐる。

〔問題〕

- 一、本邦女子教育の變遷の概要を述べよ。(明三五豫)
- 二、近世女子教育發達の概要をのべよ。(明四四本)
- 三、本邦女子高等普通教育の制度を叙し、之に關する意見を述べよ。(大八本)
- 四、明治維新以後の女子教育の變遷を概説せよ。(昭三豫)

## 第八節 師範學校の發達

### 一、學制時代の師範學校

學制の實施により教員養成の必要は痛感せられ、明治五年昌平黌跡に東京師範學校を起し、米人教師スコット Scott を聘し坪井玄道を通譯として、教員養成を始めた。生徒は上等生と下等生の二等に分け、上等生を生徒と見な

して外國の小學科を授け、その教育法を悟得せしめ、上等生は下等生を小學生徒と見なして、その悟得した教授法を實地に試みた。翌六年師範學校の學科を撰定した。ついで大學區本部たる大阪・宮城・愛知・廣島・長崎・新潟に各官立師範學校を、明治七年には東京女子師範學校を設立し、地方師範學校の模範たらしめた。これによつて各府縣の師範學校も漸次整備して來たので、明治十年十一年にかけて地方官立師範學校を廢止し、地方師範學校補助金制度を設け、その發達をはかつた。これから教員養成事業は各地方とも盛となつた。

### 二、教育令時代の師範學校

明治十三年改正教育令の發布があつて、當局は師範學校の設置を府縣に強制し、府縣立師範學校は小學校教員を養成する所となり、明治十四年には師範學校教則大綱を頒布した。この教則大綱によれば、師範學校の學科は初等科(一年)中等科(二年)、高等科(四年)の三科に分れ、初等科卒業生には小學初等科の教員資格を與へ、中等科卒業生には小學初等科及び中等科の教員資格を與へ、高等科卒業生には小學各科の教員資格を與へることになつてゐた。明治十六年には府縣立師範學校通則が頒布せられ、府縣立師範學校は忠孝義倫の道を本として、管内の小學校教員たるべきものを養成する所と明かに定められた。明治十六年には東京師範學校及び東京女子高等師範學校は、各初等科・中等科を缺き、高等科のみ教授せしめ、地方の各府縣から推舉した優秀な生徒をも公費で學ばしめる制度をひらいた。

### 三、學校令時代の師範學校

明治十九年の師範學校令では、師範學校を高等・尋常の二等に分ち、高等師範學校は文部大臣の管轄として東京に一校をおき、尋常師範學校長及びその教員を養成せしめ、尋常師範學校は府縣に一校を置き、公立小學校長及び教員

を養成せしめた。森文相は國運發展の基礎は國民教育にあり、國民教育の消長は師範教育にあると見、一切の學資を給し、訓練は順良・信愛・威重の三氣質を養成するを根本となし、兵式體操と寄宿舎制度とを以て全く軍隊的に教育して、教員の志氣の作興に努めた。これによつて師範教育は一段の發達を遂げ、現今師範教育制度の基礎が確立されたのである。しかしあまり強制的、劃一的であつた爲に、個性的特質のない無氣力な所謂師範氣質なる弊風を馴致するに至つた。

#### 四、日清戰役以後の師範學校

明治三十年には、森文相の師範學校令を改正して尋常師範學校を改めて師範學校となし、各府縣一校制度を改めて一校又は數校となし、女子部を獨立の學校とする事を認め、公費生の外に私費生を置く事を得しめた。明治三十三年には勅令を以て教員免許令を發布し、教員檢定に關する規定を定めた。又明治三十四年には廣島高等師範學校を、翌年には臨時中等教員養成所を設け、明治四十年に至つて現今の師範學校規定を定め、本科を第一部第二部に分つた。大正十四年には師範學校規定の一部を改正し、本科第一部の修業年限を五ヶ年とし、豫科を廢して一年の專攻科を置き、昭和六年二部の修業年限を二ヶ年に延長して今日に至つた。又昭和四年には高等師範學校の上に東京・廣島の兩文理科大學を設置した。

#### 〔問題〕

- 一、本邦小學校教員養成並に補習に關する制度の沿革を略述し尙若し現在の狀態に就きて改良を加ふるを可とすと認むる所あらば舉示せよ。(明卅本)
- 二、近世に於ける教員養成機關の發達の狀況を略述せよ。(昭四豫)

### 第九節 創業時代の教育思想

明治初年から五年に至るまでの教育思想の特色は、實利主義と皇道主義との二點にまとめることが出来る。

#### 一、實利主義

江戸時代の教育は幕末になるに従つて著しく實利主義・實學主義の傾向を帯んで來た。特に郷學や寺子屋は最初から實利・實學を標榜して起つたものである。この傾向は維新以後へも繼續され、明治になつてからも實利・實學を標榜する郷學が四百五十校餘、寺子屋が一千餘校も新設されてゐる。これ等の郷學や寺子屋は在來のものと共に、小學校の前身として士庶民の普通教育機關として活動したから、その教育は著しく實利主義・實學主義的色彩を有したのである。従つて教育思想も實利主義・實學主義のものが迎へられたのである。學制時代に實利的な米國流の教育思想が盛んに移入されたのもこの爲である。

#### 二、皇道主義

明治維新は七百年來の封建政治を打破して、天皇親政の古來の姿に立ち歸らしめた大變革である。それ故永き封建政治に馴らされた國民を新政に順應せしめるためには、我が國體の特質を明かにし、皇室中心主義を徹底せしめなければならなかつた。従つて明治初年の教育は、勢ひ皇道主義とならざるを得なかつたのである。明治元年學習院を再興した時の規則に次の如くのべられてゐる。(一)國體を辨じ名分を正すべき事。(二)漢土西洋の學は共に皇道の羽翼たる事、但中世以來武門大權を執り名分違候者許多に付向後屹度可心得事。(三)虛文空論を禁じ着實に修行文武一致

に教諭可致事。(四)皇學漢學共に是非を争ひ固我の偏執不可有之事。(以下略)是等を見てもその皇道主義の特色が明かに分るのである。而してこの皇道主義は京都の公卿の間を往來した國學者の意見にもとづくものである。(吉田博士本邦教育史概説二二九頁参照)

## 第十節 福澤諭吉の教育思想

### 一、略 傳

福澤諭吉(1834—1901)は豊前中津藩士で、雪池又三十谷人と稱した。天保五年大阪の中津藩倉屋敷に生れたが、三歳のとき父百助を失ひ母と共に郷里中津に歸つた。幕末米艦來航により海内騷然たる時、感ずる所があつて長崎に赴いて蘭學の研究を始めた。その後大阪の緒方洪庵の塾に入り正規に蘭學を研究して、遂にその塾頭を務めた、廿五歳のとき藩主の命により江戸に出で、鐵砲洲の藩屋敷に塾舎を設けて藩士を教育した。これが慶應義塾の起源である。彼は又時勢を洞察して英語を研究し、海外に遊ぶこと三度つづきに外國の事情を視察した。歸朝後塾を芝に移し、始めて慶應義塾と稱し、子弟を教授する傍ら、各種の著述翻譯をなし、泰西の學術を紹介して世人の蒙を啓くことにつとめた。又時事新報を發刊して輿論の喚起に資した。明治三十四年六十八歳で病歿した。彼は未だ嘗て富貴利達を望まず、自ら新文明の開拓者を以て任じ、一生育英の業に専念した。その門からは、宗教家の忽滑谷快天博士・釋宗演・政治家の犬養毅・尾崎行雄・箕浦勝人・實業家の磯村豊太郎・久原房之助・朝吹英二・和田豊治・武藤山治等の諸氏を出してをる。

### 二、根本思想

明治大帝の五ヶ條の御誓文に、「舊來の陋習を破り、大地の公道に基くべし。知識を世界に求め、大いに皇基を振起すべし」と仰せられてゐるが、彼の根本思想も全く此の精神に外ならなかつた。世人の中には彼を目して西洋思想の

心酔者の如く見るものもあるが、これは全くの偏見である。彼は一面熱烈なる愛國者であり、日本主義の鼓吹者なのである。彼の帝國論や修身要領を見ればこの事はよく分る。修身要領には「日本國民は男女を問はず國の獨立自尊を維持する爲には、生命財産を賭して敵國と戦ふの義務あるを忘るべからず」といひ、又「凡日本國に生々する臣民は男女老少を問はず萬世一系の帝皇を奉戴して、其の恩徳を仰がざるものはあるべからず」と述べてをる。つまり我が國を世界の文明國に對して劣らぬ國にしなくてはならぬとの愛國の至情が、彼一代の文章となり、教育事業となつたものである。その教育思想も全くこの立場から理解せらるべきものである。

### 三、教育思想

#### 1、教育の必要

彼は教育といふ言葉の代に江戸時代からの慣用語である學問といふ言葉を用ひ、「學問のすゝめ」といふ書を著して教育の必要なることを縷々とのべてをる。彼によれば、賢人と愚人、貧者と富者、身分の輕重、之等は全く學問のあるとないに由來する。従つて賢人となり、富者となり、身分重きものとならんとする者は、必らず學問をしなければならぬとのべてをる。この「學問のすゝめ」は十七編合して三百四十萬冊の發賣を見たといふ。この書が明治新教育の契機となつてゐるであらう事實を推察すべきである。

#### 2、教育の主義

彼は實生活に疎い儒者流の人文主義の教育に極力反對し、實生活に即した實學主義の教育を鼓吹した。つまり當時の教育思想の主流をなしてゐた實利主義の立場にたつたのである。又見方によれば當時の實利主義思想は彼の影響が

多かつたとも考へられる。「學問のすゝめ」に次の様にのべてゐる。「文字を読むことのみを知つて物事の道理を辨へざる者はこれを學問と云ふべからず、所謂論語讀の論語知らずとは即ち是なり。我邦の古事記は誦誦すれども今日の米の相場を知らざる者は、之を世帯の學問に暗き男と云ふべし。經書史類の奥義には達したれども商買の法を心得て正しく取引を爲すこと能はざるものは、これを帳合の學問に拙き人と言ふべし。數年の辛苦を嘗め數百の執行金を費して洋學は成就したれども、尙も一個私立の活計をなし得ざる者は、時勢の學問に疎き人なり。是等の人物を唯これを文字の間屋といふべきのみ、其の功能は飯を食ふ字引に異ならず、國の爲には無用の長物、經濟を妨る食客と云て可なり。故に世帯も學問なり、帳合も學問なり、時勢を察するも亦學問なり。」

### 3、教育の目的

彼の著「修身要領」に、「教育は即ち獨立自尊の道を教へて、之を躬行實踐するの工夫を啓くものなり」とのべてゐる。これによつて彼の教育目的が獨立自尊の人物を養成することにあつたことは明かである。つまり獨立自尊の人物を養成することによつて、我が國を獨立自尊の國家たらしめんとしたのである。彼によれば、一身獨立して一國は獨立するもので、若し國民に獨立の氣力なきときは、(一)國を思ふことが深且切でなく、(二)外國人に對して獨立の權義を伸べる事難く、(三)人に依頼して惡事をなすに至る。(學問のすゝめ第三篇)それ故に教育では、第一衣食住に於て他に依頼せぬ生活の獨立、第二その身を尊重して人たるの品位を辱しめざる心神の獨立、第三自己の精神で理非曲直を思慮判断し他に依頼せぬ智力の獨立、第四男女互に他に依頼せぬ男女の獨立、第五自己教育、自己修養をなす教育の獨立を計り、究極に於て國家の獨立をはからねばならぬといふのである。(修身要領)

### 4、教育の方法

教育と遺傳・環境 人の智徳は教育によつて大いに發達するが、それはたゞその發達を助けるだけで、その根本には遺傳と環境の力が働いてゐる。即ち祖先から遺傳された能力と、生家の家風及びその社會の公義輿論の力が働いてゐるのである。それ故遺傳・環境を無視して人物を陶冶しようとするのは、恰も空氣・太陽・土壤の如何を問はずして、單に肥料だけで植物を生育させようとするに等しいといつてゐる。(德育如何)教育上遺傳及び環境の勢力の大なる事を認めたのは頗る卓見であつた。

家庭教育と習慣 教育には親がその子を教育する一人の教育即ち家庭教育と、世の先覺者が後進を導く一國の教育即ち學校教育とがある。家庭教育では父母たるものは、社會に役立つ自分の後繼者を作るために、その勞を憚らず財を惜まず、その子の性質をよく考へて、持ち前の能力を絶頂まで發揮させねばならぬ。その爲に最も大切なことは習慣の教育で、子供の習慣は全く父母によるものである。故に一家は習慣の學校で、父母は習慣の教師である。而して習慣の學校は、教授の學校よりも更に有力で實效を奏するものである。前夜の酒宴深更に及んで、今朝の眠八時を過ぎ、床の中から子供を呼起して學校に行くことを促しても、子供はその深切に感ずることはなからう。(岩波文庫福澤選集三四二頁参照)

學校教育と實學 學校は習慣の學校である家庭教育のあとを引き受ける教授の學校であるから、學校教育だけで人物陶冶をなすことは出来ない。心ない親は學校に子供を入れておけば、立派な人間になるやうに思つてゐるが、これは大きな誤である。「學校はいらぬ子供のすてどころ」といふ歌もある。親たるものはもつと子供の教育について心を

勞さねばならぬ。又學校は實生活に疎い教育をやつてをから、數學は出来ても店先の簿記を心得ず、作文暗誦はうまいが日常の手紙が書けず、物理の書物は讀んだが實地の設計は出来ず、化學は學んだが甘酒の作り方も豆腐の製法も知らない。彼はかくの如く一方家庭の教育の不行届と、他方學校教育の不徹底とを歎じ、自らこの弊を救ふべく實利實學を標榜した慶應義塾を經營したのである。

### 5、女子の教育

彼の女子教育に關する意見は、「女大學評論」「新女大學」によつて窺ふことが出来る。それによれば、婦人の妊娠は仲々大役であるから、夫は大事にせねばならぬ。子供は實母の乳で育つべく、女兒も少し成長したら男兒と同様體育に氣をつけ、美しい着物を着せて運動を妨げるやうなことをしてはならぬ。少し成長すれば男子同様學問を授け、世帯萬端にならさねばならぬ。特に女子は經濟的思想と法律的思想が缺けてゐるから、これを教へねば男子と併行ができない。しかし女子は優美を貴ぶものだから、男書生の様に朴訥無遠慮であつてはならぬといひ、女の特に修むべき諸藝及び結婚等に亘つて詳細に説いてをる。

### 四、明治教育への影響

**實利主義の鼓吹** 幕末から明治初年にかけての實利主義思想は、彼の宣傳と實行とによつて顯著な發達を遂げた。彼の著「學問のすゝめ」は實利主義の宣傳であり、慶應義塾の教育はその實行であつた。「學問のすゝめ」が三百四十萬冊賣れたといふ事によつても、その宣傳威力が如何に大であつたか知られるのである。

**經濟思想と教育** 從來の我が國の儒教主義の教育は、經濟思想を輕視した爲に、實生活に無關係な人文的教育に偏

し勝ちであつた。然るに彼の主張と實行とに刺戟せられた新教育は、經濟的思想を重視するに至つた。かくて彼自身自ら町人たるに甘んじた跡を追ひ、幾多有爲の人材が經濟界に入つて活躍するに至つた。明治大正の我が國が經濟界の巨頭が、多くは福澤門下の出身であることを見ても、その影響の大なる事がわかる。

**新文明の輸入者** 彼は明治新文明の開拓者である。數度の歐米巡遊によつて彼の國の事情に精通し、その學問を翻譯移入した。諸種の著述中、「西洋事情」は發行部數も廿五萬部に及び、維新の新政府の六韜三略となつたもので、多くの新政令も之によつて出されたといふ。當時の歐化主義熱は氏の新文明輸入運動に伴ふ變態現象と見るべきだが、新文明の開拓者として教育上に與へた成績は大なるものがある。

**私立學校の經營** 彼の創立せる慶應義塾は私立學校の模範として、又幾多の人材を輩出せる點に於て我國教育上大なる意義をもつてゐるが、これも彼の一大成績といはねばならぬ。

〔問題〕 一、福澤論吉の思想が明治時代の教育に及ぼせる影響を述べよ。(明四本)

## 第十一節 學制時代の教育思想

明治五年から十二年に至る第二期の教育思想の特色は、實利主義・歐化主義・自然主義の三點に約する事が出来る

### 一、實利主義

前記の實利主義は一層力強い勢でこの期に及んだ。この實利主義は「學制被仰出書」にも、「日用常行言語書算を初め士官農商百工技藝及び法律政治天文醫藥等に至るまで凡人の營むところの事學あらざる



はなし人能く其才のあるところに應じ勉勵して之に従事ししかして後生を治め産を興し業を昌にするを得べしきれば學問は身を立るの財本といふべきものにして人たるもの誰か學ばずして可ならんや」といひ、又「詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事を施すこと能ざるもの少からず是すなほち沿襲の習弊にして文明普ねからず才藝の長せずして貧乏破産家<sup>ハコ</sup>の徒多きゆゑなり」とのべてをる。又福澤諭吉の著した「學問のすゝめ」も、大體この「學制被仰出書」と同じ様に、極めて鮮かに實利主義を鼓吹してをる。

斯くの如く當時代は實利主義思想鼓吹の時代であつたから、制度は佛國による所が多かつたのに、教育思想はこれによらないで、實利的な米國教育思想を歓迎輸入したのである。當時文部省にはダビット・モルレー David Murray が居り、東京師範學校にはエム・エム・スコット M.M.Scott が居て共に米國教育思想を紹介した。文部省では、ウヰツカーシヤムの學校通論、ハートの學室要論、ページの教授論、ノーセントの小學教育論、カルキンズの庶物指教等米國教育家の實利主義的著述を翻譯刊行して、教育界の要求に應じてをる。これによつて實利主義は一世を風靡したのである。

## 二、歐化主義

「智識を世界に求め大に皇基を振起すべし」と仰せられた五箇條の御誓文の御聖旨に従ひ、西洋文化に目をつけた先覺者は、明治の新人福澤諭吉である。彼は數度歐米に遊び、海外狀況を親しく見聞し、「世界國盡」、「西洋事情」を著し、西洋文化の移入につとめた。これが實利主義の教育思想と合して、教育界でも歐化主義の全盛を現出した。その結果世論の中には英語若くは佛語を採用して國語を改良せんとする論すら行はれた。モルレーの如き外國人でも「教

育を傳ふる國語に至りては最も變更すべからざるものなり」と戒めてをる程である。

## 三、自然主義

歐羅巴に於いて近世教育の改革を促したものは、ラトケ・コメニウス等の唱へた自然主義の教育思想であつた。これと同じやうに我が國に於いても最初に教育改革を促した教育思想は、自然主義的教育思想であつた。これは當時文部省が翻譯發行したハートの學室要論や、ノーセントの小學教育論等が、何れもコメニウス流の自然主義の教授法を説いたものであつたからである。

## 第十二節 教育令時代の教育思想

明治十三年から十九年に至る教育思想の特質は、歐化主義の反動たる國粹主義、實利主義と結合せる開發主義の二つである。

### 一、國粹主義

前期の歐化主義が極端になるにつれて、我が固有の長所まで没却せんとするに至つたので、その反動として國粹主義思想が起つて來た。即ち時の文部卿福岡孝悌は、明治十四年「小學教員心得」を發布し、尊王愛國の志氣を振起し德育に重きをおき、以て歐化主義の時弊を救はんとした。又翌年には「勅撰幼學綱要」を全國に頒ち、東洋道德の振興に資した。又十五年には軍人勅諭が下賜されて、我が國固有の武士道が闡明された。是等は上からの時弊に對する方策であつたが、一般民間にも歐化主義に對する牽制運動が起り、國粹保存を強調した。中でも西村茂樹の日本道德

論、本居豊穎、久米幹文等の大八州會とその機關誌大八洲、三宅雄二郎、杉浦重剛等の政教社と機關雜誌日本人等は著名なものである。かくて新に勃興した國粹主義と、前期より引き續いてをる歐化主義とが、はげしい論争を續けたのであるが、教育勅語の發布さるるに及んでこの思想的な争は解消し、我が教育の向ふべき大道が明かにされた。

## 二、開發主義

教育令時代に入つてはスペンサーの實利主義の教育思想が移入せられ、これと新に移入されたペスタロツチの開發主義の教育思想とが結合し、開發教授が一世を風靡した。開發教授とは注入教授に反對するもので、ペスタロツチの方法及び直觀の原理によつて、問答によつて兒童の心意の啓發を主とするものをいふのである。この開發教授はスペンサーの實利的、科學的見地と、ペスタロツチの心性開發の見地との上に立つたから、その結果は知育萬能の主知主義に傾いたのである。この開發教授のペスタロツチ主義が我が國に移入されたのは、伊澤修二・高嶺秀夫の二氏力による。即ち明治八年兩氏は師範學校教育取調べの爲米國に派遣された。伊澤氏はホレス・マンの設立したブリツヂウオーターの師範學校に、高嶺氏はオスウエー運動 Oswego Movement で名高い、そしてシエルドンの校長であるオスウエー師範學校に學び、何れもペスタロツチの實物教授及び開發教授法を研究し、明治十一年歸朝した。そして伊澤氏は東京師範學校の校長に、高嶺氏は同校の教諭となり、ペスタロツチの開發教授法を鼓吹宣傳した。又高嶺氏に學んだ若林虎三郎・白井毅の兩氏は、「改正教授術」を著して、ペスタロツチ主義の開發教授を宣傳した。この爲に開發教授はヘルバルト派の傳來まで我が教育界を風靡し、「心性開發」は教育界の常套語とさへなつた。

## 三、代表的教育書

學制時代には文部省が外國の教育書を翻譯刊行してゐたが、教育令時代に入つては留學者の歸朝による紹介、民間出版書の増加等によつて、官版の書籍發行はやめることになつた。それでこの時代の教育書は何れも民間の出版になるものである。主なるものは次の如くである。(一)小學教育新論(西村貞著)これは同氏が英國留學中接した教育思想を紹介したものでたいした影響はなかつた。(二)教育學(伊澤修二著)これは米國留學中の筆記を整理したもので、ロツクの心理説が紹介され、當時の教育界に啓蒙的役割を演じた影響多い書である。(三)如氏教育學(有賀長雄譯)教育新論(高嶺秀夫著)何れもジョホノットの Principles and Practice of Teaching を譯したもので、師範學校の教科書としても使用され、非常な普及を見た。ジョホノットはスペンサーの自然科學的實利主義と、ペスタロツチの實物教授・開發教授を採用した教育家であつたのである。(四)改正教授術(若林・白井共著)これはシエルドンの小學校教授論中のペスタロツチ法及び原理 Pestalozzian Plans and Principles の譯で、開發教授の普及に大なる影響を及ぼした事は上述の通りである。要するにこの時代はまだ外國教育思想翻譯の時代で、我が國人による教育學の組織はまだ見る事が出来なかつた。我が國人の手になる最初の教育學は、明治二十一年出版の能勢榮著の教育學である。

- 〔問題〕
- 一、ペスタロツチの教育思想が我が國に傳來したる徑路を明かにし其の影響を述べよ。(大一四本)
  - 二、開發教授の意義を説明し且之を論評すべし。(昭四本)
  - 三、所謂開發教授の意義を明かにし其の利弊を論ぜよ。(昭八豫)

## 第十三節 學校令時代の教育思想

明治十九年から日清戰役後の頃までの教育思想の特色は、國民教育思想の統一と、ヘルバルト主義の全盛とであつ

た。

### 一、國民教育思想の統一

明治十年代は歐化主義とその反動たる國粹主義の對立した時代であつたが、同二十年代に入るに及んで兩者は漸次接近せんとする氣勢が見えたとき、恰も明治二十二年の欽定憲法の發布があつた。この帝國憲法の發布によつて、我が國體・國是が法理上より明かに示され、對立思想は漸次融和されるやうになつた。更に翌明治二十三年には教育勅語の御下賜があり、我が尊嚴なる國體の淵源とその理想が國民道徳上より明かにされ、國民教育の據るべき所が明確に定まつた。加ふるに明治二十七八年の戰役には學國一致して外敵にあたり、義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉つた。かくて對立思想は全く影をひそめ、國民教育思想はこゝに完全なる統一を見るに至つた。

### 二、ヘルバルト主義の全盛

明治二十一年の頃、文部省は獨逸人ハウスクネヒト Hausknecht を聘して帝國大學の講師とし、教育特約科なるものを設けて、高等學校の教師養成の目的で教育學を講ぜしめた。當時の特約生には、谷本富・湯原元一・稻垣末松・松井簡治の諸氏がゐた。ハウスクネヒトの講じたものはヘルバルトの教育學で、こゝに初めてヘルバルト並に同學派の教育説が我が國に紹介せられ、これより明治三十年代の初期社會的教育學の移入されるまで、我が教育界を支配したものである。この時代に紹介翻譯せられた教育書は、何れもヘルバルト及びその學派のものであつた。例へば澤柳政太郎・立花鎮三郎合譯の普通教育學、山口小太郎譯教育精義、國府新作譯ケルン教育學等は、何れもヘルバルト派のケルン Kern の教育學要義 Grundriss der Pädagogik を翻譯したもので、湯原元一著倫氏教育學はヘルバルト

派のリンドネル Lindner の説によつたもの、能勢榮著萊因氏教育學はヘルバルト派のラインの書を譯したものである。又谷本博士の實用教育學及教授法、科學的教育學講義は何れもヘルバルト主義を鼓吹したものである。かくの如くヘルバルト主義が全盛を極むるに至つた理由としては次の諸點をあげる事が出来る。

(一)、ヘルバルトの教育學は、倫理學と心理學との二大基礎學の上に立つてをり、同學派の人によつて科學的教育學と呼ばれた程、從來の英米の教育學より系統的・組織的であつたこと。(二)、教育の基礎學たる倫理説の内心の自由・完全・好意・正義・報償の所謂五道念が、儒教の仁・義・禮・智・信の五常に似てゐるため、我が國の道徳觀にも合致するので保守派にも迎へられたこと。(三)、道徳的品性を目的とする思想は、教育勅語の御下賜によつて道徳教育を重んじ始めた時代の要求に合致したこと。(四)、從來の實利主義・開發主義が主知主義に偏してゐたため、その反動として道徳主義のヘルバルト主義の教育説が迎へられたこと。(五)、從來の開發主義の教授は、心力の開發といふ形式主義に偏し觀念の收得を輕んじた。然るにヘルバルト派は觀念の收得に重きをおいたから、從來の教授法の缺點を補ひ得たこと。(六)、ヘルバルト派の教育説は教育實際に即し、之に理論的基礎を與へることが出来たこと。

かくて我が教育界は全くヘルバルト主義の一角に塗られ、道徳的品性・六種の興味・五段教授法などは、教育者の常套語となつた。殊に五段教授法は、これより後長く我が教育界を支配し、教授上の金科玉條とされて來た。しかしこの教授法は、一面に於いて教師本位となり、注入教育に傾き、教授法を形式的に機械化した難點を伴ふに至つたのである。

〔問題〕 一、ヘルバルトの教育説が本邦教育に及ぼしたる影響を述べよ。(昭二本)

#### 第十四節 國民自覺時代の教育思想

日清戦役後より明治の終り頃までの國民自覺時代の教育思想を代表するものは、社會的教育學と實驗教育學とである。

##### 一、社會的教育學

由來 社會的教育學が我が教育界に紹介せられた理由としては、第一ヘルバルトの教育學が個人主義に偏してゐた爲にこれに飽足らなかつたこと、第二日清戦役後國民的自覺が高まり國家主義が盛んになるにつれて、社會的見地に立つ教育學説を要求するに至つたことをあげる事が出来る。かくて最初に現れたものが谷本博士の將來の教育學（一名國家的教育學見）である。これはヴィルマンの社會的教育學思想を紹介したものである。明治三十六年には、ベルゲマンの社會的教育學を譯述した熊谷五郎著の最近大教育學、翌年には樋口勘治郎著の國家社會主義新教育學が現れた。その後ベルゲマン、ナトルプ、フイヒテ、シュライエルマツヘル、デュイ等の社會的教育學が大いに歡迎せられたのである。

影響 社會的教育學が教育理論に與へた影響は、第一從來の個人的・獨斷的・常識的な教育學風が、社會的・科學的・哲學的・批判的な學風にかはつて來た。第二倫理學と心理學との上に立つ教育學が、新に倫理學・論理學・美學・生物學・社會學等の廣汎な基礎の上に立つことになつた。第三個人主義に偏してゐた從來のヘルバルト派の教育目的論の誤謬を指摘し、社會的・國家的立場に立つ目的論が強調されて來た。第四目的と手段の不可分なることを認

め、教育目的の設定に與る諸科學は、教育の方法をも規定するとの立場から、從來心理學のみによつて教育方法を定め得るとしたヘルバルト派の思想を改めた。

次に教育實際への影響は(一)社會的教育學は、一般的包括的に教育者の教育的見識を高め、且この精神に基づいた種々の施設を促したことが少くない。即ち教育は社會によつて社會にまでといふ眞理はこの學説によつて見出されたものであり、公民科の新設、公民教育のための共同作業團體の試み等は、一部はこの思想系統から來たものと見てよい。(二)學校及び學校教育の社會化が重要視せられるやうになつた。これはデュイ等の思想に負ふ點が多い。(三)教育に於いて社會的意義ある機會を利用することに努めるやうになつた。かの諸種の會合・團體・營造物の設立及び獎勵等はそれである。(四)教育の材料、殊に修身・國語・地理・歴史等に於いて、社會的意義の豊富なものを選択するに至つた。(五)兒童に活社會の事實を紹介し、又直接社會に觸れしめるやうになつて來た。(六)社會教化、一般民衆教化、殊に青年男女の體育・智育・德育・美育の各方面の事業を、補習的・通俗的に實行することが獎勵せられるやうになつて、大正九年から各府縣に社會教育主事をおくことになつた。(七)圖書館・博物館・美術館等の社會的施設が重んぜられ、展覽會・博覽會・共進會等が盛んに催されるやうになつた。

##### 二、實驗教育學

實驗教育學は明治四十一年頃から紹介せられた。その先驅者は乙竹岩造博士である。博士は同四十一年實驗教育學を著されて、ライ・モイマン等の實驗教育學を紹介せられた。これは當時教育界から非常な歡迎を受け、忽ち數版を重ねた。その後吉田熊次博士の實驗教育學の進歩が著され、かくて各種の實驗教育學に關する著述が現れて來た。實

驗教育學の教育實際界に與へた影響は次の如くである。(一)實驗教育學者及び實驗心理學者が研究した結果が、直接間接に教育作業に指針や方法を與へた。例へば兒童の作業についての疲勞・學習經濟・身體精神の發達についての稟賦・その發達状態・個性に關する研究・讀み方・書き方・算術・圖畫等の研究等に有益な指針を與へた如きである。(二)教育者の態度が、兒童を注意して觀察するに至つた。(三)教育に實驗的方法が適用されるに至つた。教育測定や學校調査の如きはそれである。

〔問題〕 一、社會的教育學の由來並に要點を明かにし其の實際教育に及ぼしたる影響を述べよ。(大三豫)  
二、實驗教育學の性質を述べ其の價值を論ぜよ。(大五豫)

### 第十五節 國家發展時代の教育思想

大正昭和の時代の教育思想界は極めて複雑多様であるが、其の主なる思潮は、自由教育學說、人格教育學說、勞作教育說、公民教育說、藝術教育說、プロジェクト法、ドルトン案、文化教育學說等である。

#### 一、自由教育學說

エレン・ケイ及びモンテッソーリの自由教育學說は、我が教育實際に種々の影響を與へた。(一)教師の側では、教育活動に就いて自由を望む精神が強くなつて來た。それ故舊い時代の形式的教育の型から脱せんとする傾向を生じた。(二)兒童の側では、その人格・個性・權利の尊重精神が著しく強くなつた。それ故教授訓練上兒童を取扱ふ方針が、自由寛大となると共に、兒童の自治・自律・自由を重んずるに至つた。(三)教育方法では、從來の教師本位の劃一的

教育法が、漸次兒童中心の個性的教育法に變ずるに至つた。(四)從來のヘルバルト派の固陋に流れんとする道德主義劃一強制に傾き易い社會的教育學說等に對して、一種の清涼劑となり之を反省せしめた。

#### 二、人格教育學說

人格教育學は大正三四年頃から紹介せられた。この點で最も功績を有するのは故中島半次郎教授である。氏は大正三年に「人格的教育學の思潮」を、翌年には「人格的教育學と我國の教育」を著して紹介に力めた。その他乙竹博士・大瀨博士・入澤博士等もその紹介に盡力された。かくて教師並に生徒の人格を重んじ、教育活動に於いても人格的要素を重視すべき事が、理論的に明かにさるるに至つた。

#### 三、勞作教育說

人格的教育學の紹介と前後して勤勞作業主義的教育說が紹介せられた。主としてケルセンシュタイナーやデュイイの思想であつた。その結果、(一)教育者が一般に勤勞作業の大なる教育的價值を認めたこと、(二)従つて各教科の教授に勤勞作業を加味するに至つたこと、(三)手工科の加設が一般に増加し、その教授が重視されて來たこと、(四)學校生活に作業的なものを多く取り入れるやうになつたこと、(五)中等學校に作業科が新設されるに至つたこと、等の影響を我が實際教育界に齎したのである。

#### 四、公民教育說

勞作教育と聯關して公民教育說も紹介せられた。その結果、(一)立憲的教育の徹底に一層努力しなければならぬことを意識した。公民科の新設はこれに基づくのである。(二)修身・國語・地理・歴史等の教科を通じて、公民教育の

目的を貫徹せんとするに至つた。(三)公民的訓練の方法として學校自治等が重んぜられてきた。(四)補習教育を重視し公民的教養をはかることになつた。

### 五、藝術教育説

藝術教育説は我が教育界に色々な影響を與へたが、その主なる事項は次の如くである。(一)一般人にも教育者にも人生に於ける藝術の尊さを意識せしめた。(二)教育者が藝術に親み、又藝術家が教育問題に注意するに至つた。片上仲氏の文藝教育論、山本鼎氏の自由畫教育論の如きは後者にあたる。(三)教育者も藝術家も、童話・童謡等を研究するやうになつた。(四)國語・圖畫・手工・音楽・唱歌等が重視せらるゝに至つた。(五)學校生活に藝術的要素を採り入れ、學藝會・音樂會・展覽會・學校劇等が大に行はるるやうになつた。

### 六、プロジェクト法・ドルトン案

プロジェクト法 *Project Method* は構案教授又は全我活動の教育などと譯された。これは價値ある生活單位を採り目的・計劃・遂行・批判の各過程を兒童自身の力によつてなせしめんとする學習法である。ドルトン案 *Dalton Plan* は自由・責任・協同を原理とする學習案である。これ等は何れも大正年代の末頃から昭和の始めにかけて米國から傳へられたもので、その中には兒童の自由な自發活動を説くこと、協同學習を重んずる事等の長所を有してゐるが、國情の相違や經濟關係などの爲に、我が國では十分な發達を見る事が出来なかつた。これは我が教育界のすき易くして又あき易いといふ缺點に基づくことも尠くなかつたと思はれる。

### 七、文化教育學説

昭和に入つてドイツ派の文化教育學説が紹介された。これについて最も功績の多いのは東京文理科大学教授の乙竹岩造博士と、同じく同大學教授の檜崎淺太郎博士とである。乙竹博士は夙に「文化教育學の新研究」を著されて文化教育學説を紹介せられ、檜崎博士はその教育説の根本となつてをる精神科學的、心理學の方面を紹介せられた。之等の思想は最も包括的で妥當な新思想であつたから、我が教育界の非常な歓迎を受けたのである。かくて文化教育學説は教育の理論實際に大なる影響を與へる事になつた。(一)教育の基礎學として精神科學的心理學(了解心理學)が重要視されて來たこと、(二)教育の理想では全人陶冶といふ事が主張されて來たこと、(三)教育の方法では體驗 *Erichonis* 理會 *Verstehen* を重んずるに至つたこと、等はその主要なものである。(第二篇第七節參照)

〔問題〕 一、文化教育學説の要點をあげ其の教育の實際に及ぼす影響を述べよ。(昭三本)

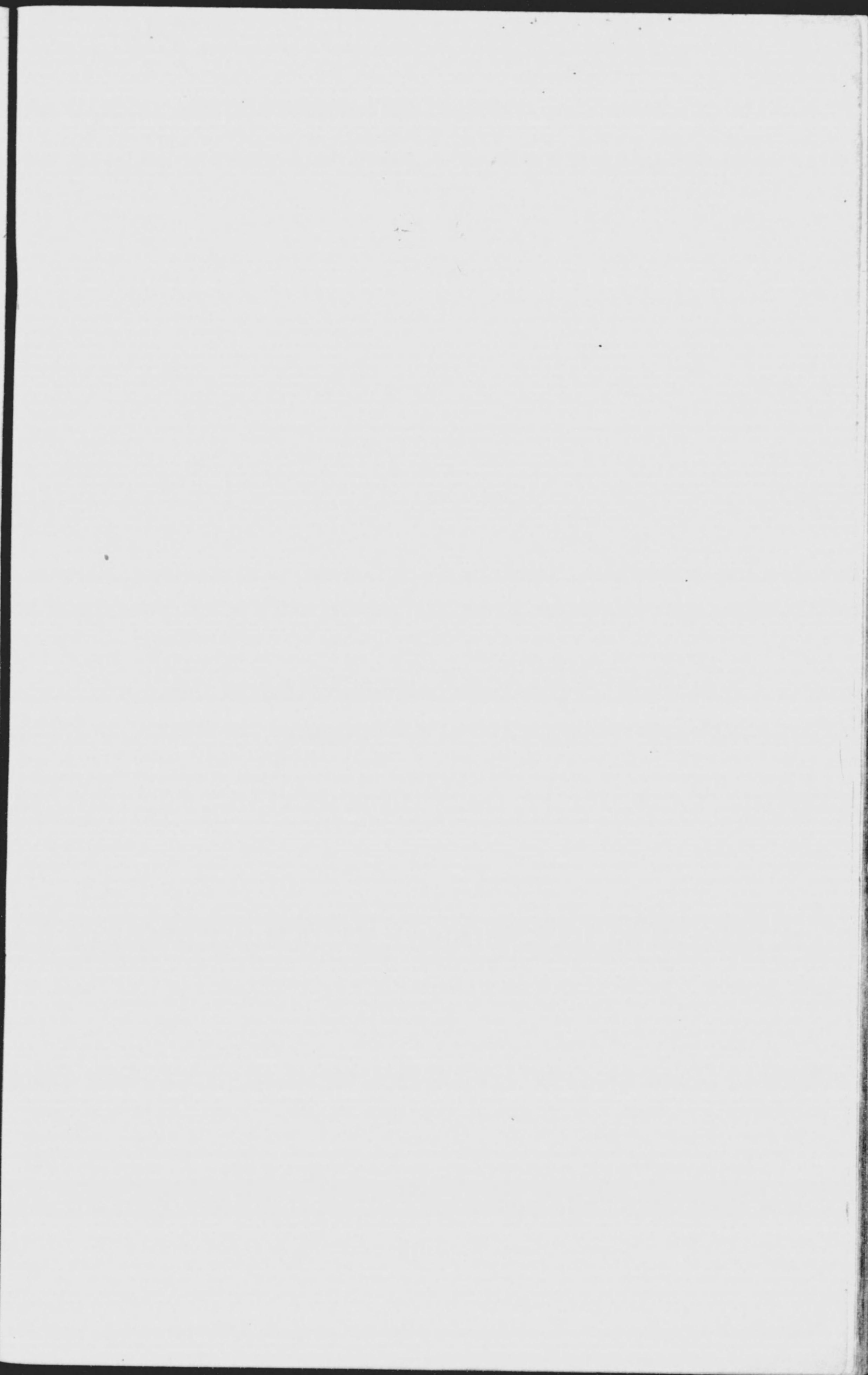
## 近 統 系 統 的 教 育 史 提 要 (終り)



印檢者著

昭和十一年六月二十日 印刷  
昭和十一年六月二十六日 發行

(系統的教育史提要奥付) 〔定價 五圓八拾錢〕		著者	小野久
發行者	東京市本郷區元町二ノ二一	生地	龍太郎
印刷所	東京市墨川區新大橋三ノ六	尾崎隆元社	
發行所	東京市本郷區元町二ノ二一	啓文社	
		電話小石川五五二九番	
		振替東京三八七七六番	





~~255~~ 372  
~~85~~ 0.67

25.10.24

